

地方議会選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等、協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性、自立性が高まるとともに、地方創生が叫ばれる中で、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、地方公共団体の長の選挙については平成19年の公職選挙法改正により候補者の選挙運動のためのビラを頒布することが可能となったが、二元代表制の一翼を担う地方議会の議員の選挙についてはいまだ禁じられている。

選挙権の年齢が18歳まで引き下げられる中で地方議会選挙の候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にあり、本年4月には、衆参両院において、地方議員選挙におけるビラ頒布についての附帯決議が全会一致で採択されている。

よって、国におかれては、有権者が候補者の政策等を知る機会の拡充を実現するため、地方公共団体の議員の選挙においても選挙ビラの頒布を可能とする公職選挙法の改正を強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

宛て

横浜市会議長

梶村 充